

芦 監 報 第 1 6 号

令和3年 1月15日

芦屋市監査委員

阿 部 清 司

同

ひろせ 久美子

定期監査（事務監査）結果報告について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき，定期監査（事務監査）を行ったので，同条第9項の規定によりその結果を報告する。

定期監査（事務監査）結果報告書

第1 監査の種類

定期監査（事務監査）

第2 監査の対象

こども・健康部各所管課（子育て推進課・健康課）が令和元年度に実施した歳入に係る予算執行事務。

第3 監査の期間

令和2年10月26日から令和2年12月23日まで

第4 監査の実施内容

関係書類の確認及び職員からの聴取等を行い、監査対象事務が関係法令、本市規則及び本市内規等を遵守し、合理的かつ効率的に行われたかを確認した。

第5 監査結果及び意見等

こども・健康部各所管課における令和元年度の歳入執行事務について定期監査を行った結果、概ね適正な事務処理がなされているものと認められたが、一部に改善を要すると思われる点が見受けられたので、以下に記述する指摘事項を踏まえて、十分に検討を行い、適切な措置を講じるよう努められたい。

[子育て推進課]

1 組織及び事務事業（令和2年3月31日現在）

子育て推進課の組織は、課長1名、係長3名、所長1名、一般事務職5名、保育職2名及び再任用職員（主任）1名の合計13名が配属され、さらに嘱託職員（保育士2名、児童指導員1名、母子・父子自立支援員1名、家庭相談員4名、子育てアドバイザー4名）12名及び臨時的任用職員（保育士2名、事務補助5名、子育てアシスタント11名）18名が配置されている。

事務事業としては、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法による援護措置並びにこれらに係る法外援護施策の調査、研究、企画及び実施、児童手当、児童扶養手当、ひとり親及び寡夫・寡婦世帯に係る福祉団体の指導及び育成、母子及び父子の自立支援、子育て支援事業、家庭児童相談、要保護児童対策地域協議会の設置及び運営、すくすく学級の管理及び運営、障害児通所支援、子育て世代包括支援センターとの連携、臨時・特別給付金、児童福祉行政（保育行政を含む。）に係る調査及び企画、児童福祉行政（保育行政を含む。）に係る計画、子ども子育て会議、子ども・子育て支援事業計画（次世代育成支援対策推進行動計画を含む。）、いじめ防止基本方針、部の施策等に係る企画、調整及び進行管理、部の予算及び決算、部内の他の所管に属さないこと等に関する事などが主なものである。

2 予算の執行状況（歳入）

令和2年5月31日現在の予算執行状況は、次のとおりである。

[一般会計]

(単位：円，%)

款	予算現額	調定額 A	収入済額 B	不納欠損額 C	収入未済額 A-B-C	収納率 B/A
分担金及び負担金	153,000	152,342	152,342	0	0	100.00
国庫支出金	1,157,832,000	1,121,707,623	1,121,707,623	0	0	100.00
県支出金	273,833,000	266,113,333	266,113,333	0	0	100.00
財産収入	8,000	4,000	4,000	0	0	100.00
寄附金	6,730,000	8,330,000	8,330,000	0	0	100.00
繰入金	3,813,000	2,708,000	2,708,000	0	0	100.00
諸収入	18,537,000	14,149,310	12,138,370	0	2,010,940	85.79
計	1,460,906,000	1,413,164,608	1,411,153,668	0	2,010,940	99.86

3 指摘事項

国庫負担金及び国庫補助金について、当初交付決定通知書を収受した際調定を行わず、変

更交付決定通知書を収受して初めて調定を行っているものが見受けられた。また、交付決定額で調定されず今回交付率で調定されているものも見受けられた。財務会計規則第25条で「歳入を収入する原因が生じたとき」に調定を行うよう定められているので、交付決定通知書を収受した際は、その都度交付決定額で調定を行うよう改められたい。

[子育て推進課・子育て施設担当]

1 組織及び事務事業（令和2年3月31日現在）

子育て推進課・子育て施設担当の組織は、主幹2名、所長5名、係長2名、副所長5名、一般事務職5名、主席主任2名、主任22名、技能長4名、調理職9名、保育職47名、事務補助職1名及び再任用職員（主任）10名の合計114名が配属され、さらに嘱託職員（看護師）5名及び臨時的任用職員（保育士85名、調理員13名、看護師6名、用務員4名、事務補助8名）116名が配置されている。

事務事業としては、市立保育所・市立認定こども園の施設、設備等に係る整備、保育料の徴収、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る運営費等の支弁、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに認可外保育所の指導及び連絡調整、市立認定こども園の運営、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る入所及び退所、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る入所基準及び運用、利用者支援、保育料の決定、認可外保育施設利用者補助事業、教育・保育指導、栄養管理、保健衛生、その他保育に関することなどが主なものである。

2 予算の執行状況（歳入）

令和2年5月31日現在の予算執行状況は、次のとおりである。

[一般会計]

(単位：円，%)

款	予算現額	調定額 A	収入済額 B	不能欠損額 C	収入未済額 A-B-C	収納率 B/A
地方特例交付金	112,209,000	121,482,000	121,482,000	0	0	100.00
分担金及び負担金	191,582,000	228,508,196	224,951,626	94,000	3,462,570	98.44
使用料及び手数料	136,820,000	126,730,850	126,192,450	0	538,400	99.58
国庫支出金	800,196,000	696,538,789	696,538,789	0	0	100.00
県支出金	404,986,000	367,408,279	367,408,279	0	0	100.00
財産収入	5,496,000	5,636,000	5,636,000	0	0	100.00
諸収入	21,547,000	30,767,925	30,746,765	9,600	11,560	99.93
計	1,672,836,000	1,577,072,039	1,572,955,909	103,600	4,012,530	99.74

3 指摘事項

- (1) 児童福祉施設目的外使用料について、調定日が使用許可日以降で起案されているが、財務会計規則第25条に基づき、使用許可日を調定日とするよう改められたい。
- (2) 交付金及び負担金の申請について、変更申請しない旨を梓番決裁で処理しているが、文書

取扱規程第3条第4項に基づき、文書管理システムで行うよう改められたい。

- (3) 国庫負担金及び国庫補助金について、当初交付決定通知書を収受した際調定を行わず、変更交付決定通知書を収受して初めて調定を行っているものが見受けられた。また、交付決定額で調定されず、今回交付率で調定されているものも見受けられた。財務会計規則第25条で「歳入を収入する原因が生じたとき」に調定を行うよう定められているので、交付決定通知書を収受した際は、その都度交付決定額で調定を行うよう改められたい。
- (4) 歳入調定の根拠となる文書について、文書管理システムによる収受処理がされておらず、調定日が特定できない事案が見受けられたため、文書取扱規程第23条に基づき文書の収受を行い、収受日を調定日とするよう改められたい。
- (5) 職員給食費の納入通知書について、納入期限が記載されていないものが散見された。納入期限については、財務会計規則第30条により別に定めがあるものを除き、調定の日から15日以内の日とされており、第29条第2項では納入期限の記載について定められているため、適正な期限を明記した上で通知するよう改められたい。
- (6) 保育対策総合支援事業費補助金について、交付決定通知書の収受日を調定日とせず、通知日を調定日としていたので改められたい。また、変更交付決定額で調定されず、今年度受入額で調定されていた。財務会計規則第25条で「歳入を収入する原因が生じたとき」に調定を行うよう定められているので、交付決定通知書を収受した際は、その都度交付決定額で調定を行うよう改められたい。

[子育て推進課・施設整備担当]

1 組織及び事務事業（令和2年3月31日現在）

子育て推進課・施設整備担当の組織は、主幹1名、係長2名、一般事務職2名の合計5名が配属され、さらに臨時的任用職員（事務補助）1名が配置されている。

事務事業としては、待機児童解消に係る企画及び調査並びに事業、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の整備に係る調査及び企画、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認、家庭的保育事業等の認可、施設整備に係る補助金事務、市立認定こども園施設整備、市立認定こども園運営調整、市立保育所民間移管、市立就学前施設の再編及び市立認定こども園の整備に係る連携等に関する事などが主なものである。

2 予算の執行状況（歳入）

令和2年5月31日現在の予算執行状況は、次のとおりである。

[一般会計]

(単位：円，%)

款	予算現額	調定額 A	収入済額 B	不能欠損額 C	収入未済額 A-B-C	収納率 B/A
使用料及び手数料	0	6,225	6,225	0	0	100.00
国庫支出金	179,174,000	158,230,000	158,230,000	0	0	100.00
県支出金	2,272,000	286,000	286,000	0	0	100.00
計	181,446,000	158,522,225	158,522,225	0	0	100.00

3 指摘事項

子ども・子育て支援整備交付金及び病児・病後児保育施設整備費補助事業補助金について、交付決定額で調定されず、今年度受入額で調定されていた。財務会計規則第25条で「歳入を収入する原因が生じたとき」に調定を行うよう定められているので、交付決定通知書を収受した際は、その都度交付決定額で調定を行うよう改められたい。

[健康課]

1 組織及び事務事業（令和2年3月31日現在）

健康課の組織は、課長1名、係長4名、一般事務職1名、栄養職1名及び保健職8名の合計15名が配属され、さらに嘱託職員（保健師）3名及び臨時的任用職員（事務補助3名、保健師2名、管理栄養士1名）6名が配置されている。

事務事業としては、予防接種、母子保健、救急医療、休日応急診療所、市民の健康づくりの調査・研究及び推進、生活習慣病等市民の検診（健診）及び健康相談、健康増進法による健康増進事業、保健センターの管理、子育て世代包括支援センターに関する事などが主なものである。

2 予算の執行状況（歳入）

令和2年5月31日現在の予算執行状況は、次のとおりである。

[一般会計]

(単位：円，%)

款	予算現額	調定額 A	収入済額 B	不能欠損額 C	収入未済額 A-B-C	収納率 B/A
分担金及び負担金	6,000,000	5,830,455	5,830,455	0	0	100.00
使用料及び手数料	48,561,000	46,217,523	46,217,523	0	0	100.00
国庫支出金	7,746,000	11,632,018	11,632,018	0	0	100.00
県支出金	10,047,000	9,012,475	9,012,475	0	0	100.00
諸収入	27,996,000	30,581,476	30,581,476	0	0	100.00
計	100,350,000	103,273,947	103,273,947	0	0	100.00

3 指摘事項

- (1) 納入通知書の納入期限について、調定日より概ね1か月程度の期間を設けて発行されているものや、納入期限が記載されていないものが散見された。納入期限については、財務会計規則第30条により別に定めがあるものを除き調定の日から15日以内の日とされており、第29条第2項では納入期限の記載について定められているため、適正な期限を明記した上で通知するよう改められたい。また、納入通知書により請求している事案について、納入通知書の発送に係る決裁がされていないものが見受けられた。納入の通知は、納入義務者に納付すべき金額、期限等を通知する対外的行為であるため、決裁を経て発送するよう改められたい。
- (2) 各種検診事業に伴う保健センター使用料の徴収について、健康課職員及び徴収業務委託先である医師会により徴収が行われているが、収納事務受託者である医師会により交付する領収書が出納員芦屋市保健センター事務長名で交付されていた。当該歳入の徴収から指定金融

機関への払込みまでの一連の事務を収納事務受託者の権限として行う契約であるため、収納事務受託者が使用料を徴収した際は、徴収者が収納事務受託者であることが明らかとなる領収書を交付するよう改められたい。

- (3) 歳入調定の根拠となる文書について、收受日付印の押印が漏れているものや、文書管理システムによる收受処理がされていないものなど、調定日が特定できない事案が散見されたため、文書取扱規程第23条に基づき文書の收受を行い、收受日を調定日とするよう改められたい。

む す び

今年度の事務監査においては、こども・健康部各所管課における令和元年度の歳入執行事務について監査を行った。今回の事務監査における各課の指摘事項は既に記したとおりであるが、過去の監査結果報告書で指摘している事項と同様の指摘が幾つか見受けられた。この監査結果報告書は、監査対象部課のみの指摘に留まるものでなく、全庁を視野に置いて取り組みを求めらるものであるため、前記で述べた指摘事項とは別に過去に指摘してきた以下の事項について再度周知を行うとともに、今一度適正な事務処理がなされているかについて確認及び点検を行うよう述べておく。

まず、調定について言うと、芦屋市財務会計規則第25条により調定は歳入を収入する原因が生じたときに調定伝票により調定するものとされている。過去の監査結果報告書において、交付決定等の通知文書の收受日によらず当該歳入の収入日で調定されているものや、使用許可された後に分割納付される収納金についてその都度調定されているものなどが指摘されてきた。いずれも「歳入を収入する原因が生じたとき」を考えた場合、原則、前者は芦屋市文書取扱規程第23条の規定により收受登録が行われた日となり、後者は使用許可された日に使用許可期間中の合計額が確定されるものであるため、当該許可日をもって調定日とすべきである。

また、通常歳入の調定は当該歳入が収入される事前に行われるものであるが、それら事前調定の例外的取扱いとして事後調定がある。事後調定については、芦屋市財務会計規則第26条の各号に定められている歳入、つまり、申告納付された税、市税等の延滞金、会計管理者・出納員及び現金取扱員が行う窓口収納の歳入、その他性質上納付前に調定できない歳入に限られているが、上記歳入に該当しないものを事後調定されているものや、その逆で該当するにも関わらず事前調定されているものがあつたため留意されたい。

次に、収納事務について言うと、芦屋市財務会計規則第37条第2項で歳入を直接収納したときは納付書により即日又は翌営業日中に公金機関に払い込まなければならないとされているが、長期間にわたり公金を金庫で保管していた事例が指摘されている。公金は市民から託された大切な財産であるとの意識を持ち、適切な取扱いに努めなければならないものであるため、紛失・盗難等の事故の原因となりかねない行為は厳に慎むよう強く求める。

なお、上記に記載した事項以外の指摘については、本市ホームページ「監査等の結果と措置の状況」に過去の監査結果報告書を掲載しているため、そちらを参照されたい。

最後に、監査結果報告書で指摘した事項について、単なる注意不足から生じたものなのか、あるいは、前任者実務を踏襲し法令等を精査することなく実施したことにより生じたものなのか、その発生の態様又は原因により、検討すべき今後の対応も異なるため、指摘事項を単なる事務改善に留めることなく、誤った事務処理が行われた原因についても考査し、監査対象部課のみならず全庁的な取り組みの中で、行政事務の体制の改善が図られるよう要望するものであ

る。

以 上